

# 杉並区立八成小学校 学校いじめ防止基本方針

## 1 基本的な考え方

---

いじめは、一部の特別な児童だけではなく、どの児童にもあり得ることであり、加害者にもなり得る問題である。また、いじめは、いじめを受けた児童の心に長く深く傷を残すもので、とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならない。

本校は、いじめの未然防止について日常的に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決策を講じていく。いじめによって児童の人権が損なわれたり、尊い命が失われたりすることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取組を行う。そのために、全教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を培うとともに、特定の教員が抱え込むことなく学校全体による組織的な対応を行う。いじめの兆候や被害児童、保護者からの情報を確実に受け止め全ての児童が安心して学校生活を送ることができるようにする。いじめを見て見ぬふりをせず、勇気をもって声を上げられる集団づくりも同時に行う。いじめが複雑、多様化する中でいじめ問題を迅速・的確に解決するための保護者、地域、関係諸機関との連携を密にして取り組む。

## 2 未然防止のための取組

---

- いじめを生まない、許さない学校づくりとして、いじめ問題に組織的に対応する「学校いじめ対策委員会」を設置する。  
対策委員会は校長・副校長・生活指導主任・主幹教諭・養護教諭・担任・学年主任・スクールカウンセラー等で構成する。
- 担任や他の教員が問題を抱えた児童にいち早く気が付き、児童の変化に敏感に対応できる体制作りとして「教育相談」の充実を図る。
- いじめを生まない風土づくりとして日頃から分かる授業に努め、学校統一の授業規律を確立して全ての教員が共通理解して取り組める生活指導を行う。
- 道徳や学級活動において児童がいじめを深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚するために定期的にいじめに関する授業を行う。
- 児童会によるよりよい校内生活への取組を行い、暴言や暴力撲滅キャンペーン等を進め、見て見ぬ振りをしない児童集団づくりを行う。
- 定期的ないじめアンケート、生活振り返りアンケートを行い、いじめを許さない児童の意識を常に育てるとともにいじめの見える化を図る。なお、実施したアンケート用紙は5年間校内で保管するものとする。
- 八成ワールドの縦割り活動（クローバータイム）を通して児童の自尊感情、自己肯定感を育み、いじめをさせない児童心理を育成する。

## 3 早期発見のための取組

---

- 定期的に生活指導部会と連動した学校いじめ対策委員会を開催して気になる児童や気になるグループについて情報を寄せ合い、必要に応じて聞き取りや対策を講じる。また、記録はファイリングして引き継ぐ。なお、いじめの記録については当該児童の卒業・転学・退学後5年間保存するものとする。
- スクールカウンセラーによる巡回で気になる児童や気になるグループについて、対策を講じ、担任や管理職と相談の上、児童との個別面接、グループ面接を行う。
- 毎週金曜日に生活指導夕会を実施し、学年毎の児童の情報交換を行い、いじめの早期発見につなげる。

- ・ スクールカウンセラーによる5年生児童の全員面接をはじめ、児童や保護者面談を行い、相談を受け入れる窓口としていく。
- ・ 学校だよりや学年だよりで本校の取組を定期的に紹介し、保護者や地域にいじめ防止の取組への理解を得、早期発見の情報をいち早くつかむ。

#### 4 早期対応のための取組

---

##### (1) 初期対応の取組

- ・ 学校いじめ対策委員会を核として生活指導主任を中心に組織的な対応を図る。
- ・ 定期的にいじめアンケートを全児童に対して行い、問題やいじめを受けている児童の把握とその対応を行う。

##### (2) 被害児童への支援

- ・ 被害にあった児童については最優先で聞き取りを行い、事実を明らかにして対策を講じる。
- ・ 被害にあった児童の保護者への速やかな連絡を行い保護者の理解を得ながら対応と児童の心のケアを行う。
- ・ 心のケアに当たっては担任だけでなく養護教諭や他の教員、スクールカウンセラーも含め、複数で当たり、状況に応じて保健室登校など対応を講じる。
- ・ 継続的に見守りと被害児童、保護者の連携を密にして支援を続け、児童の心身の回復と再発防止に努める。

##### (3) 加害児童への指導

- ・ 加害児童へは、状況の確認を行った後に迅速に指導を行い、保護者にも連絡の上、学校と加害児童家庭との足並みをそろえて対応を行う。
- ・ 加害児童の加害行為の背景について受け止め、必要に応じて加害児童の心のケアや対応を講じる。また、家庭への適切な支援を行う。
- ・ スクールカウンセラーと連携して加害児童の相談窓口を置く。

#### 5 組織的な対応の在り方

---

##### (1) 組織的な指導体制

- ・ 学校いじめ対策委員会を核として組織的な対応を図りつつ外部の関連機関として教育委員会、子供家庭支援センター、杉並児童相談所、荻窪警察署・民生児童委員等との連携を図る。
- ・ 必要に応じてPTA役員、学校支援本部等にも働きかけ積極的に保護者・地域の協力を求める。
- ・ 地域の人材や関係諸機関を活用した見守り体制を継続的に行う。

##### (2) 相談体制

- ・ 学校いじめ対策委員会において担任だけが抱えない組織体制を築く。また、校内の相談窓口としてスクールカウンセラーや管理職を置く。
- ・ 学校は、必要に応じて済美教育センターや家庭支援センター、SSW、杉並児童相談所、民生児童委員等へ相談を行う。
- ・ 同様に必要に応じて荻窪警察署への相談・通報等の連携も行う。

#### 6 研修体制 教職員の意識を向上させ、いじめの未然防止、早期対応について共通理解するとともにいじめ防止へのアンテナを高くする。